

高良分基 LPS-V23001-1
承認平成24年4月17日

現地外注整備共通仕様書
(市販型車両)

高良台分屯基地

目 次

- 1 総 則
 - 1.1 適用範囲
 - 1.2 用語の意味
 - 1.3 関連文書
- 2 役務に関する要求事項
 - 2.1 一般事項
 - 2.2 整備作業の種類
 - 2.3 整備作業の内容
 - 2.4 要求性能
 - 2.5 作業の中止
 - 2.6 使用部品及び材料
- 3 品質保証
 - 3.1 品質管理
 - 3.2 監督及び検査
- 4 その他の指示事項
 - 4.1 提出書類の種類
 - 4.2 技術協力
 - 4.3 安全管理
 - 4.4 補給手続等
 - 4.5 保 証
 - 4.6 仕様書の疑義
- 別紙第1 修理等明細書
- 別紙第2 修理不能品発生(見込)報告書
- 別紙第3 監督実施記録
- 別紙第4 官給品使用明細書
- 別紙第5 交換部品明細書
- 付紙第1 別紙第1関係
- 付紙第2 別紙第2関係
- 付紙第3 別紙第4及び別紙第5関係
- 別紙様式第1 車両作業用紙(一般車両)
- 別紙様式第2 車両作業用紙(施設、荷役、その他の車両)
- 別冊 一般車両検査手順

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類		内容による分類	役 務 仕 様 書
		性質による分類	共 通 仕 様 書
物品番号		仕様書番号	高良分基LPS-V23001-1
件 名	現地外注整備共通整備仕様書(市販型車両)	承 認	平 成 4年 4月 8日
		作 成	平 成24年 4月 日
		改 正	平 成24年 4月 日
			平 成 年 月 日
		作成部隊名	第 8 高 射 隊

1 総 則

1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、第8高射隊が行う市販型車両の現地外注整備に関する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の意義

この仕様書並びにこの仕様書を適用する個別仕様書において、用いる用語の意義は次による。

(1) 関連文書

関連文書とは、この仕様書に引用する文書及びこの仕様書の参考となる文書で次のものをいう。

ア 引用文書

引用文書とは、この仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。

イ 参考文書

参考文書とは、この仕様書に規定した事項を更に理解させるため、参考となる文書及び図面をいう。

(2) 個別技術指令書等

個別技術指令書等(以下「個別TO等」という。)とは、次のものをいう。

- ア 当該車両に適用するために航空自衛隊が発行又は指定した技術図書(以下「J. T. O」という。)

件名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
----	--------------------

イ 製造会社が車両の操作及び整備を目的として作成した取扱説明書、整備解説書等、整備基準、部品目録及び図面等で整備作業の基準となるものをいう。

(3) 市販型車両

市販型車両とは、航空自衛隊車両等整備基準(J. T. O. 00-10-9)(以下「車両等整備基準」という。)第1-2表に示す車両及び付属品等をいう。

(4) 付属品等

付属品等とは車両に付属するもの又はその一部を構成する単品で次のものをいう。

ア 予備タイヤ イ 消火器 ウ 発煙筒 エ 幌
オ 車載工具 カ 車載予備部品

(5) 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

ア 個別TO等に規定された修理限度を越える場合

イ 個別仕様書により特に規定がない限り、当該品目の修復に必要な総費用が新品取得価格の65%以上と見積る場合

(6) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行場所において必要に応じ立ち会い、材料等の品質及び工程の管理等その他の事項について必要な指示を行うことをいう。

(7) 検査

検査とは、契約に基づき整備された車両の品質及び数量等が当該契約の内容に適合するか否かを確認し、合否の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(1) 引用文書

ア 道路運送車両法

イ 自衛隊の使用する自動車に関する訓令

ウ 航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)

件名 現地外注整備共通仕様書(市販型車両)

エ 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9)

オ 車両等の塗装及び標識 (J. T. O. 36-1-3)

カ 車両等検査要領 (J. T. O. 36-1-6)

キ 車両等の防錆要領 (J. T. O. 36-1-52)

ク 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令
(J. T. O. 00-20B-6)

ケ 地上器材及び車両等の地上安全 (J. T. O. 35-1-2)

コ 個別TO等

(2) 参考文書

ア 航空自衛隊調達規則 (JAFR124)

イ 航空自衛隊装備品等整備基準(J. T. O. 00-10-1)

2 役務に関する要求事項

2.1 整備作業は、次の各項に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては車両の特性、状態を考慮して、整備資材及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものうちから個別仕様書で指定する。

(1) 定期検査整備

定期検査整備は、車両等整備基準の「2-7 定期検査」に定めるI検査又はM検査について、次の工程により作業を実施する。ただし、修理等は定期検査の結果に基づき、監督官の指示を得て作業を実施する。

ア 定期検査

イ 分解検査

ウ 修理等

(2) 定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法「第48条 定期点検整備」に定める3か月、6か月、12か月(1年)、24か月(2年)の各点検について次の行程により作業を実施する。ただし、修理等は定期点検の結果に基づき、監督官の指示を得て作業を実施する。

ア 定期点検

イ 分解検査

ウ 修理等

(3) 計画外整備

計画外整備は、計画整備(定期検査整備及び定期点検整備)以外で車両の運行による不具合事項の修復及びその他臨時に行う整備について、個別仕様書に規定された部位及び組部品の整備作業を実施する。

2.3 整備作業の内容

個別仕様書で指定された整備作業の内容は次に示すものとし、各作業を実施した結果、確認又は判定された故障又は欠陥については、修理等明細書(別紙第1)に記録し、監督官の確認を得るものとする。

(1) 定期検査

定期検査は、I検査又はM検査について、J. T. O. 36-1-6及び別冊「一般車両検査手順」及び「施設、荷役その他の車両検査手順」(以下「検査手順」という。)の検査手順に従い車両の状態を検査確認するため、目視検査、測定器具等を使用した機能試験等の整備作業を行い、車両が規定の性能を発揮するに必要な整備作業の要否を確認する。確認の結果は、車両等作業用紙一般車両(別紙様式第1)車両等作業用紙施設、荷役その他(別紙様式第2)に記録し、監督官に提出する。

(2) 定期点検

定期点検は、3か月、6か月、12か月(1年)、24か月(2年)の各点検について自動車点検基準の第2条に規定する定期点検基準に従い車両の状態を点検確認するため、目視点検、測定器具等を使用した機能試験等の整備作業を行い、車両が規定の性能を発揮するに必要な整備作業の要否を確認する。確認の結果は、自動車点検基準の第4条に定める定期点検整備記録簿に記録し、監督官に提出する。

(3) 分解検査及び分解点検

分解は、検査又は点検の結果、判明した故障又は欠陥等の状態を確認するために必要な部位、部品について、最小限の分解を行う。また分解した部位、部品は目視点検、機能試験等を行い、車両が規定の性能を発揮するに必要な修理方法、部品交換の要否を判定する。なお、分解した部位、部品は交換を要する部品を除き、必要な品質を確保するための処置を行う。

(4) 修理等

修理等明細書に記録された要修理部位、部品を車両が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の整備作業を行う。

ア 交換

修理明細書で交換を要すると判定された部品を2.6項に適合する良品と交換し、交換部品明細書(別紙第5)を監督官に提出する。

イ 加工

修理に必要な加工は、要修理品の状態、特性に応じた最良の方法で行う。

ウ 組立調整

2.3(3)項で使用可能品と判定されたもの又は交換、加工により修理した部位、部品を規定の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立て、必要に応じて各部を調整する。

エ 潤滑

個別仕様書で規定する個別T.O等により車両の潤滑を必要とする部位、所要量及び潤滑油の種類等を確認し、適正量を給油脂する。

オ 塗装及び標識

車両の塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識(J.T.O. 36-1-3)(以下「塗装基準」という。)に基づき極力、部分塗装を実施するものとする。

2.4 要求性能

車両の整備完了後の機能及び性能は、個別仕様書により規定する。

2.5 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- (1) 車両を修復するため、個別仕様書に規定した以外の整備作業の必要がある場合。
- (2) 車両が整備中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、1.2項(5)アに該当する場合は、修理不能品発生(見込)報告書(別紙第2)を作成し契約担当官に提出するものとする。

2.6 使用部品及び材料

- (1) 整備作業に必要な部品及び材料(以下「部品等」という。)は、個別仕様書で規定されたものを除き契約相手方で準備するものとする。

件名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
----	--------------------

- (2) 部品等の使用は原則として製造会社の部品(個別TO等に記載された部品)とする。
- (3) 整備作業において、修理不能品(組部品)が発生し、これの使用可能な部位等を他の組部品の修理に流用することが可能な場合は、監督官の確認を得てこれらの部品の活用を図るものとする。

3 品質保証

3.1 品質管理

契約相手方が実施する品質管理は、個別仕様書で特に規定する場合を除き次によるものとする。

- (1) 整備作業に使用する計測機器等は、定期的に整備され、所要の性能が維持されていなければならない。
- (2) 2.3項及び2.4項による整備記録等は整理し、車両等整備基準及び自動車点検基準に定める期間保存するものとする。

3.2 監督及び検査

(1) 監督

監督官は、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行場所において必要に応じ立ち会い、材料等の品質及び工程の管理等その他の事項について必要な指示を行い、これらの内容を監督実施記録(別紙第3)に記録する。また、契約相手方から提出された整備記録等は整理し、関係法規等の定めるところにより保存しなければならない。

(2) 検査

完成検査官は、検査指令書に基づき、整備された車両の品質及び数量等が当該契約の内容に適合するか否かを確認し、合否の判定を行う。

4 その他の指示事項

4.1 提出書類の種類

契約相手側が監督官の指示等により提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 別紙第1 修理等明細書(2.3項関係)
- (2) 別紙第2 修理不能品発生(見込)報告書(2.5(2)項関係)
- (3) 別紙第4 官給品使用明細書(4.4(2)ア項関係)
- (4) 別紙第5 交換部品明細書(2.3(4)ア項関係)

4.2 技術協力

契約相手方は、次に示す場合、官に技術等の協力をしなければならない。

- (1) 納入品に関して不具合が発生し、その原因、対策及び処置について官から依頼された場合には、調査検討を行う。
- (2) その他技術的事項について、官から要求があった場合には資料等の提出又は提示等の協力をを行う。

4.3 安全管理

契約相手方は整備作業に関し、公害を発生する恐れのある物の取扱い及び危険を伴う作業について、法令に係るものは当該法令に基づき適切な安全管理を行わなければならない。

4.4 補給手続等

(1) 車両の受渡し

車両の受渡しは、航空自衛隊物品管理補給手続「第5章 物品管理補給業務一般」により実施し、車両の搬入及び搬出は、官が実施する。

(2) 官給品

ア 個別仕様書で官給を規定され、官給品を使用した場合は、速やかに官給品使用明細書(別紙第4)を監督官に提出する。

イ 契約相手方は、官給または寄託された物品等について不具合を発見した場合は、監督官に報告し、その指示により航空自衛隊物品管理補給手続「第7章 第5節 不具合通報」の規定により不具合通報を提出するものとする。

(3) 交換した部品の返納処置

交換した部品については返納する。

4.5 保証

- (1) 修理完成品は、納入後3か月または6か月の間において故障又は欠陥等が発生し、その原因が契約相手方の不備によるものであることが明かな場合、契約相手方は無償で再修理の責を負うものとする。
- (2) 物品等は、官が引渡してから受取るまでの間、一切の保管責任は契約相手方の責任とする。
- (3) 契約履行期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は、契約相手方の負担とする。

件名	現地外注整備共通仕様書(市販型車両)
----	--------------------

4.6 仕様書の疑義

仕様書について疑義のある場合は、監督官又は検査官を通じて契約担当官に申し出て、双方協議して解決する。

修理等明細書					契約相手方 氏名 住所		印			
契約番号		車種						監督官	印	
		車番						確認印		
一連 番号	作業の部位 又は 部品名	要修理の状態 又は 部品番号	単 位	工数 又は 数量	作業内容				単価	金額
					修 理	交 換	組 立 調 整	塗 装 標 識		

※ 必要に応じ、付紙第 1 を使用する。

修理不能品発生（見込）報告書

契約担当官

殿

住 所

会 社 名

代 表 氏 名

印

調達要求番号		数 量	
契 約 番 号		金 額	
契 約 年 月 日		納 期	
品 名			

上記の契約について、付紙第2「修理見積算定内訳資料」修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督確認年月日

平成 年 月 日

階 級 氏 名

印

監 督 実 施 記 録

契約番号		整備の種類	
車 種		車 番	
開始日付		完了日付	

1. 実施事項

(1) 作業内容の確認

作 業 箇 所		確 認	作 業 箇 所		確 認
ア	操 行 装 置		カ	原 動 機	
イ	制 動 装 置		キ	燃 料 装 置	
ウ	走 行 装 置		ク	電 気 装 置	
エ	緩 衝 装 置		ケ	灯 火 装 置 等	
オ	動 力 伝 達 装 置		コ	その他の点検箇所	

(2) 交換部品等の確認

良 好		不 良	
-----	--	-----	--

2. 判定

(適合) (一部適合) (不適合)

3. その他

確認場所		整備業者名	
監督官氏名		補助者氏名	

官 給 品 使 用 明 細 書			契 約 相 手 方 氏 名 住 所		印			
契 約 番 号		車 種					監 督 官	印
		車 番					確 認 印	
一 連 番 号	物 品 番 号 又 は 物 品 番 号 等	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額		

※ 必要に応じ、付紙第3を使用する。

交換部品明細書			契約相手方 氏名 住所		印		
			契約番号				
		車番					
一連 番号	物品番号 又は 物品番号等	品名	単位	数量	単価	金額	

※ 必要に応じ、付紙第3を使用する。

修理見積算定内訳資料		
1	品名	
2	物品番号	
3	数量	
4	取得価格	
5	一連番号	
6	修理費	
	部品費	
7	官給部品費	
8	総修理費	
9	(8 ÷ 4) %	
10	修理不能品 状態	

車両作業用紙(一般車両)				整備作業チェック記号																															
車種		検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	V	良好	S	手入れ																												
自動車番号		所属部隊		×	要調整	T	締付																												
開始日付		完了日付		×	要取換	C	清掃																												
				×	要修理	L	給油																												
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																												
I. かじ取り装置				1. タイヤの状態																															
1. ハンドルの操作具合				(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				(2) タイヤの亀裂、損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				* タイヤの溝の深さ																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷																																			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた																																			
7. ホイール・アライメント				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>mm</td><td>輪</td><td>後</td><td>mm</td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後	mm	輪	後	mm	輪		後	mm	輪	後	mm
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																						
輪		後	mm	輪	後	mm	輪		後	mm	輪	後	mm																						
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
II. 制動装置				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																															
2. ブレーキのきき具合				IV. 緩衝装置																															
3. バキキング・ブレーキ・レパールの引きしろ				1. リーフ・スプリングの損傷																															
4. バキキング・ブレーキの効き具合				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
6. リザーバ・タンクの液量				(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(4) トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部																															
9. ブレーキ・ディスク・キャパの機能、摩耗、損傷				3. コイル・スプリングの損傷																															
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																															
				(2) サスペンションの各連結部のがた																															
				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
				5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																															
				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																															
				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷																															
				V. 動力伝達装置																															
				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間																															
				(1) クラッチ・ペダルの遊び																															
				(2) リリーズ・フォーク先端の遊び																															
				(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間																															
				2. クラッチの作用																															
				3. クラッチ液の量																															
				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																															
				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																															
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																															
				(1) スプライン部の摩耗によるがた																															
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた																															
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																															
III. 走行装置																																			
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷																																			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み																																			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間																																			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗																																			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷																																			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能																																			

VI. 電気装置				5.燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷											
1.スパーク・プラグの状態					6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷										
2.点火時期					7.二次空気供給装置の機能										
3.ディストリビュータのキャップの状態					8.排気ガス再循環装置の機能										
4.バッテリーのターミナル部の緩みと腐食					9.減速時排気ガス減少装置の機能										
5.電気配線の接続部の緩みと損傷					10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態										
VII. 原動機				IX. 附属装置等											
1.低速と加速の状態					1.ホーンの作用										
2.排気の状態					2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">CO</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;">HC</td> <td style="width:25%;">黒煙</td> </tr> </table>				CO		HC	黒煙		3.デフロスタの作用						
CO		HC	黒煙												
					4.施錠装置の作用										
					5.エキゾースト・パイプ、マフラー等の取り付けの緩みと損傷										
3.エア・クリーナ・エレメントの状態					6.マフラーの機能										
4.エア・クリーナの油の汚れと量					7.火花防止装置の状態										
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態					8.エア・タンクの凝水										
6.エンジン・オイルの漏れ					9.エア・コンプレッサの機能										
7.燃料漏れ					10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能										
8.ファン・ベルトの緩みと損傷					11.非常口の扉の機能										
9.冷却水漏れ					12.車枠、車体の緩みと損傷										
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				13.連結装置のカブラの機能と損傷											
1.メーターリング・バルブの状態					14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷										
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					15.シート・ベルトの状態										
3.燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷					16.開扉発車防止装置の機能										
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					17.シヤシ各部の給油脂状態										
付記又は特記事項															
整備員印				整備員印				整備幹部印				整備部隊等の長印			

車両作業用紙（施設、荷役用その他の車両）				整備作業チェック記号																									
				V 良好	S 手入れ																								
車種	検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	×	要調整	T 締付																								
自動車番号	所属部隊		×	要取換	C 清掃																								
開始日付	完了日付		×	要修理	L 給油																								
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																						
I. かじ取り装置				1.タイヤの状態																									
1.ハンドルの操作具合				(1)タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)																									
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				(2)タイヤの亀裂、損傷																									
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗																									
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				*タイヤの溝の深さ																									
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td>後</td><td>後</td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td>後</td><td>後</td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		後	後	後	輪		後	後	後	輪
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		後	後	後	輪		後	後	後	輪																			
6.ステアリング・ナックル連結部のがた																													
7.ホイール・アライメント																													
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷																													
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																									
10.パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																									
II. 制動装置				4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																									
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間				5.フロント・ホイール・ベアリングのがた																									
2.ブレーキのきき具合				6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた																									
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				IV. 緩衝装置																									
4.パーキング・ブレーキの効き具合				1.リーフ・スプリングの損傷																									
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
6.リザーバ・タンクの液量				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																									
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				(2)スプリング・ブラケットの取付部																									
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(3)リーフスプリング・ピンなど連結部																									
9.ブレーキ・ディスク・キャリバの機能、摩耗、損傷				(4)トルク・ロッド(ラジマス・ロッド)の連結部																									
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				3.コイル・スプリングの損傷																									
				4.コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
				(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット																									
				(2)サスペンションの各連結部のがた																									
				(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																									
				5.エア・サスペンションのエア漏れ																									
				6.エア・サスペンションのベローズの損傷																									
				7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																									
				8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																									
				9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷																									
				V. 動力伝達装置																									
				1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間																									
				(1)クラッチ・ペダルの遊び																									
				(2)リリース・フォーク先端の遊																									
				(3)クラッチ・ペダルの床板とのすき間																									
				2.クラッチの作用																									
				3.クラッチ液の量																									
				4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																									
				5.トランスミッション、トランスファのオイル量																									
				6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																									
				7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																									
				8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																									
				(1)スプライン部の摩耗によるがた																									
				(2)自在継手部の摩耗によるがた																									
				9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた																									
				10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																									
III. 走行装置																													
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷																													
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み																													
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間																													
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗																													
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷																													
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能																													

VI. 電気装置					11. 車枠、車体の緩みと損傷										
1. スパーク・プラグの状態					12. 連結装置のカブラの機能と損傷										
2. 点火時期					13. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷										
3. ディストリビュータのキャップの状態					14. シート・ベルトの状態										
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食					15. 開扉発車防止装置の機能										
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷					62. シャン各部の給油脂状態										
VII. 原動機					X. 施設、荷役、その他の車両										
1. 低速と加速の状態					1. キャリッジ										
2. 排気の状態					2. 操作レバー - リフト、チルト										
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">CO</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">HC</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">黒煙</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>					CO		HC		黒煙		3. チェン - リフト、ドライブ				
CO		HC		黒煙											
					4. ケーブル - ウインチ、ホイスト										
					5. シリンダ - リフト、チルト										
3. エア・クリーナ・エレメントの状態					6. 油圧ポンプ										
4. エア・クリーナの油の汚れと量					7. 一般漏えい - 油、水、チルト										
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態					8. 旋回機構										
6. エンジン・オイルの漏れ					9. マスト本体、ブーム										
7. 燃料漏れ					10. 安全クラッチ、減速機構										
8. ファン・ベルトの緩みと損傷					11. ドラム										
9. 冷却水漏れ					12. 昇降機構										
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置					13. コミュテータ、ブラシ										
1. メターリング・バルブの状態					14. コントローラ										
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷					15. パワー・テーク・オフ										
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷					16. 索導器										
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷					17. クレーン・アタッチメント										
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損					18. キャタピラ										
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷					19. 排土板、スクレーパ										
7. 二次空気供給装置の機能					20. ファイフス・ホイール										
8. 排気ガス再循環装置の機能					21. 補助脚										
9. 減速時排気ガス減少装置の機能					22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合個所										
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付					XI. かく座機収容器材										
IX. 附属装置等					1. 操向装置										
1. ホーンの作用					2. 操向アライメント										
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用					3. クレーン・エンジン										
3. デフロスタの作用					4. クレーン電気系統										
4. 施錠装置の作用					5. 補助脚										
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷					6. 通話装置										
6. マフラの機能															
7. 火花防止装置の状態の状態															
8. エア・タンクの凝水															
9. エア・コンプレッサの機能															
10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能															
11. 非常口の扉の機能															
付記又は特記事項															
km															
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印									

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダストブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キャスト・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスト、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態で、ブレーキペダルを強く踏み込んでペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エア混入の有無を点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置直に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異常がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	14. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	15. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 (1) 自動調整方式
	16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異常がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状なききずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパー・ボディの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリア・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
III 走行 装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する</p> <p>ア JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。</p> <p>イ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 (車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締め付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷 (車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	(3) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。 (4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましい。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などが無いかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。) (2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。
	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂等がないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂等がないかを目視などにより点検する。	

IV
緩衝装置

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				(2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れが無いかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
VI 電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であることをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆がないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
VII 原 動 機				(4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷		○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲ	

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				ージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ば い 煙 、 悪 臭 の あ る ガ ス 、 有 害 な ガ ス 等 の 発 散 防 止 装 置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷がないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
IX 付 属 装 置	1. 警音器(ホーン)の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウインド・ウォッシュャ)の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウインド・ウォッシュャ液の量が適当か。 (2) ウインド・ウォッシュャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドルリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることで点検する。
	10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠(フレーム)、車体(ボディ)の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷がないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあつては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
			○	ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷がないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のカプラの機能と損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	14. 連結装置のピントル・フック 摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト(シート・ベルト) の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	16. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シヤシ各部の給油脂状態		○	(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であることを目視などにより点検する。